

第 29 回 独立行政法人国立印刷局契約監視委員会（審議概要）

開催日及び場所	令和元年 12 月 18 日（水） 国立印刷局本局大会議室
委員	委員長 小林 芳郎（今川橋法律事務所弁護士） 委員 栗田 誠（白鷗大学法学部教授） 委員 黒川 行治（千葉商科大学大学院 会計ファイナンス研究科教授） 委員 坂本 剛（独立行政法人国立印刷局監事） 委員 古東 誠（独立行政法人国立印刷局監事）
審議対象	1 令和元年度上半期契約の点検 令和元年度上半期に契約締結した案件のうち、新規の競争性のない随意契約（5 件）及び 2 か年度連続して応札者又は応募者が 1 者しかない契約（32 件）（全 37 件） 2 更なる合理的な契約方式へ移行する案件について ・令和元年度調達等合理化計画に基づく随意契約への移行について ・原材料契約における調達方法の変更について

議 事 等	内 容
1 令和元年度上半期契約の点検	効率的に審議を行うため、以下の方法で行った。 (1) 全 37 件の中から、個別に審議する契約案件を栗田委員長代理が 7 件選定 (2) 選定された個別案件の契約を 1 件ごとに審議 (3) 選定された個別案件以外の契約については、本委員会の個別点検項目に沿って点検を実施した内容について報告し、審議
個別案件（7 件）	新規の競争性のない随意契約案件 5 件、2 か年度連続一者応札・応募案件から 2 件が選定され、合計 7 件について個別審議を行った。
新規の競争性のない随意契約案件	「金属板ほか」 「blank 旅券冊子」 「第 2 号凹版校正刷機移設」 「仕上機移設」 「第 2 号凸版校正刷機移設」
2 か年度連続一者応札・応募案件	「特殊印刷用紙糊引加工作業」 「インキ判別装置」
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり。
個別案件以外	個別案件以外の 30 件の契約について本委員会の個別点検項目に沿って点検を実施した内容について報告し、審議を行った。 ・委員からの意見・質問、それに対する回答は、別紙のとおり。

議 事 等	内 容
2 更なる合理的な契約方式へ移行する案件について	<p>更なる合理的な契約方式へ移行する以下の案件について審議を行った。</p> <p>「令和元年度調達等合理化計画に基づく随意契約への移行について」</p> <p>「原材料契約における調達方法の変更について」</p> <p>・委員からの意見・質問は特になかった。</p>
委員会による意見の具申又は勧告の内容等	<p>いずれの案件も了承され、意見の具申又は勧告はなかった。</p>

意見・質問	回 答
<p>◇個別契約案件審議 【新規の競争性のない随意契約案件】 「金属板ほか」 ○随意契約をするにあたり、価格交渉は、どのように行っているのか。</p>	<p>○契約内容を確認しながら、個別内容について複数回にわたり価格交渉をしている。</p>
<p>◇個別契約案件審議 【新規の競争性のない随意契約案件】 「ブランク旅券冊子」 ○ブランク旅券冊子は、次世代旅券の製造設備導入に伴う調整等に使用することのだが、導入後も購入するのか。</p>	<p>○製造設備を導入後は、ブランク旅券冊子の製造を予定している。</p>
<p>◇個別契約案件審議 【新規の競争性のない随意契約案件】 「第2号凹版校正刷機移設」 「仕上機移設」 「第2号凸版校正刷機移設」 ○移設の決定に際して、新規購入と比較検討を行ったのか。</p>	<p>○当該機の今後の部品調達及び保守等について検討した結果、移設の方が有利と判断した。</p>
<p>◇個別契約案件審議 【2か年度連続一者応札・応募案件】 「特殊印刷用紙糊引加工作業」 ○技術審査合格者が1者とのことだが、どのような審査が課題となっているのか。</p>	<p>○製造体制に関する審査におけるセキュリティ要件が課題となっている。</p>
<p>◇個別契約案件審議 【2か年度連続一者応札・応募案件】 「インキ判別装置」 ○1者応札となった要因として、インキ判別方式を変更したことにより、識別困難と回答した業者がいたとのことだが、具体的にはどのような内容か。</p>	<p>○具体的には、判別する色数が増加したことにより、類似した色について識別困難となったものである。</p>
<p>◇個別契約案件以外 【2か年度連続一者応札・応募案件】 ○原材料等購入案件の点検項目に「(技術審査)1次審査実施中」との記載があるが、審査は何段階あるのか。</p>	<p>○2次審査まで行っており、2次審査では、実製造を想定した検証を実施し、製造適合性を評価している。</p>